

様式 1 公表されるべき事項

独立行政法人国立高等専門学校機構の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成23年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

当機構役員給与規則で文部科学省に置かれる独立行政法人評価委員会における前年度の機構の業績評価を参考に、その者の職務実績に応じて賞与(期末特別手当)を100分の10の範囲内で増減できることとしている。平成23年度においては平成22年度の業績評価を参考に検討した結果、賞与の増減は行わないこととした。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

改定を行っていない

理事

改定を行っていない

理事(非常勤)

改定を行っていない

監事

改定を行っていない

監事(非常勤)

改定を行っていない

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成23年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	千円	千円	千円	千円	就任	退任	
法人の長	17,673	11,689	4,580	1,402 (地域手当)		3月31日	※
A理事	15,048	9,905	3,881	1,188 (地域手当) 73 (通勤手当)			◇
B理事	14,064	9,219	3,612	1,106 (地域手当) 126 (通勤手当)			※
C理事	13,212	9,219	3,286	49 (通勤手当) 540 (兼任手当) 116 (寒冷地手当)		3月31日	※
D理事	14,015	9,219	3,367	276 (地域手当) 611 (通勤手当) 540 (兼任手当)			
E理事	13,231	9,219	3,286	185 (通勤手当) 540 (兼任手当)			
F理事 (非常勤)	540	540					
A監事 (非常勤)	540	540					
B監事 (非常勤)	540	540					

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2:「兼任手当」とは校長を兼任する理事に支給するものである。

注3:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

注4:千円未満切り捨てのため、総額が内訳の合計と合わない場合がある。

3 役員の退職手当の支給状況(平成23年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当者なし	
理事	千円	年 月			該当者なし	
監事	千円	年 月			該当者なし	

注1:「摘要」欄には、独立行政法人評価委員会による業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入する。

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

全国51高専が一法人となったスケールメリットを生かし、適正な人員配置を行うとともに、共通性の高い業務についての合理化・簡素化により人件費の抑制を図る。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

給与水準の決定に当たっては、国家公務員の給与水準を考慮する。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

勤務成績を考慮し、昇給、昇格及び勤勉手当の成績率を決定している。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
本給月額 (昇給)	一定期間の勤務成績に応じて、上位の号給に昇給させること又は昇給させないことができる。
本給月額 (昇格)	勤務成績が良好で、上位の職位に就任する場合等に、上位の級に昇格させることができる。
賞与・勤勉手当 (査定分)	一定期間の勤務成績に基づいて、勤勉手当の支給割合を変動させている。

ウ 平成23年度における給与制度の主な改正点

・平成23年4月1日において43歳に満たない教職員であって、平成22年1月1日に昇給した教職員(均衡上必要があると認められる教職員を含む。)の同日における号給を、平成22年1月1日の昇給抑制がなかったものとして調整

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成23年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	5,291	45.7	6,826	5,069	82	1,757
事務・技術	1,799	42.2	5,331	4,014	88	1,317
教育職種 (高等専門学校教員)	3,396	47.5	7,642	5,645	79	1,997
技能・労務職種	3	55.5	5,245	3,985	42	1,260
海事職種(一)	16	50.6	6,826	5,089	105	1,737
海事職種(二)	20	38	4,637	3,519	70	1,118
医療職種 (栄養士)	3	56.8	5,931	4,422	32	1,509
医療職種 (看護師)	48	48.2	5,449	4,089	78	1,360
指定職員	6	66.7	13,105	9,762	266	3,343

在外職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	2					
任期付職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	2					
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	2					

再任用職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	36	63.6	3,894	3,329	101	565
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	13	62.3	3,154	2,693	74	461
教育職種 (高等専門学校教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	21	64.5	4,424	3,783	118	641
技能・労務職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	1					
海事職種(二)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	1					

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	40	54.2	4,301	3,272	90	1,029
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	26	50.6	3,319	2,532	60	787
教育職種 (高等専門学校教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	6	60.2	7,069	5,321	65	1,748
技能・労務職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	1					
嘱託職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	7	62.9	5,631	4,306	219	1,325

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:常勤職員のうち、研究職種、医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)は該当者がいないため省略した。

注3:任期付職員のうち、教育職種(高等専門学校教員)、研究職種、医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)は該当者がいないため省略した。

注4:再任用職員のうち、研究職種、医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)は該当者がいないため省略した。

注5:非常勤職員のうち、研究職種、医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)は該当者がいないため省略した。

注6:在外職員、任期付職員の事務・技術、再任用職員の技能・労務職種及び海事職種(二)並びに非常勤職員の技能・労務職種については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注7:技能・労務職種とは、自動車運転手、用務員及びその他の労務に従事する職員を示す。

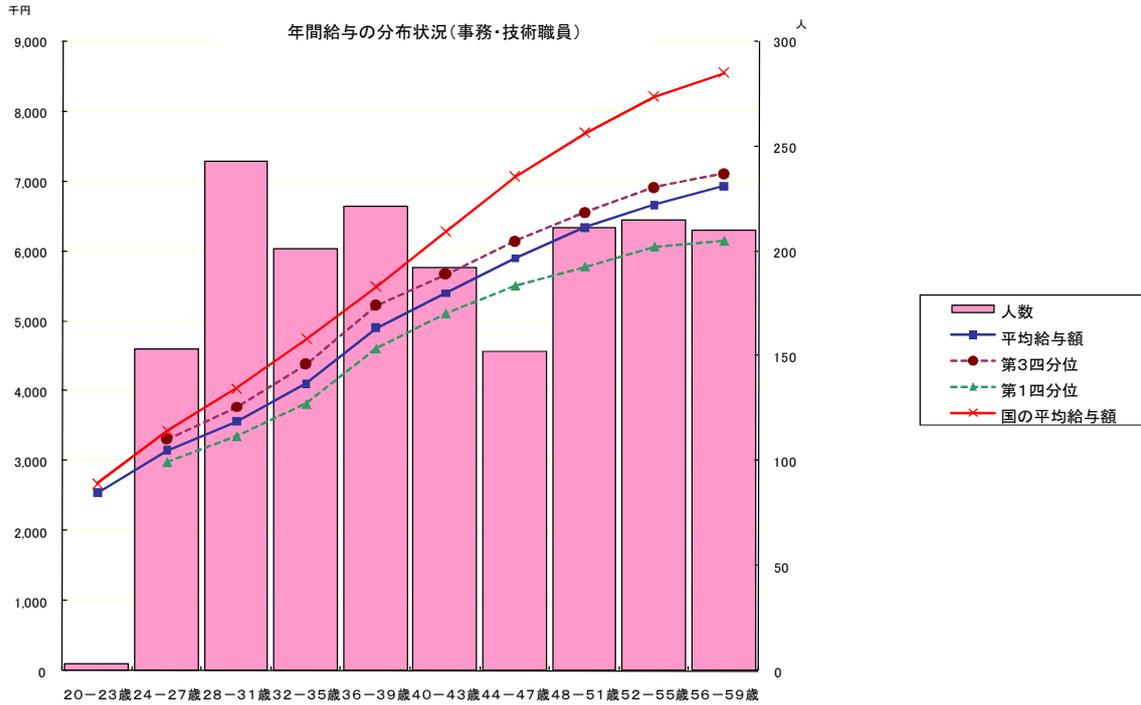
注8:海事職種(一)とは、船舶に乗り込む船長、航海士、機関長及び機関士を示す。

注9:海事職種(二)とは、船舶に乗り込む職員(海事職種(一)を除く。)を示す。

注10:指定職員とは、校長(教育職種(高等専門学校教員)を除く。)を示す。

注11:嘱託職員とは、特定の専門的な業務に従事する職員を示す。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(高等専門学校教員))〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、④及び⑤において同じ。〕



注1：①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

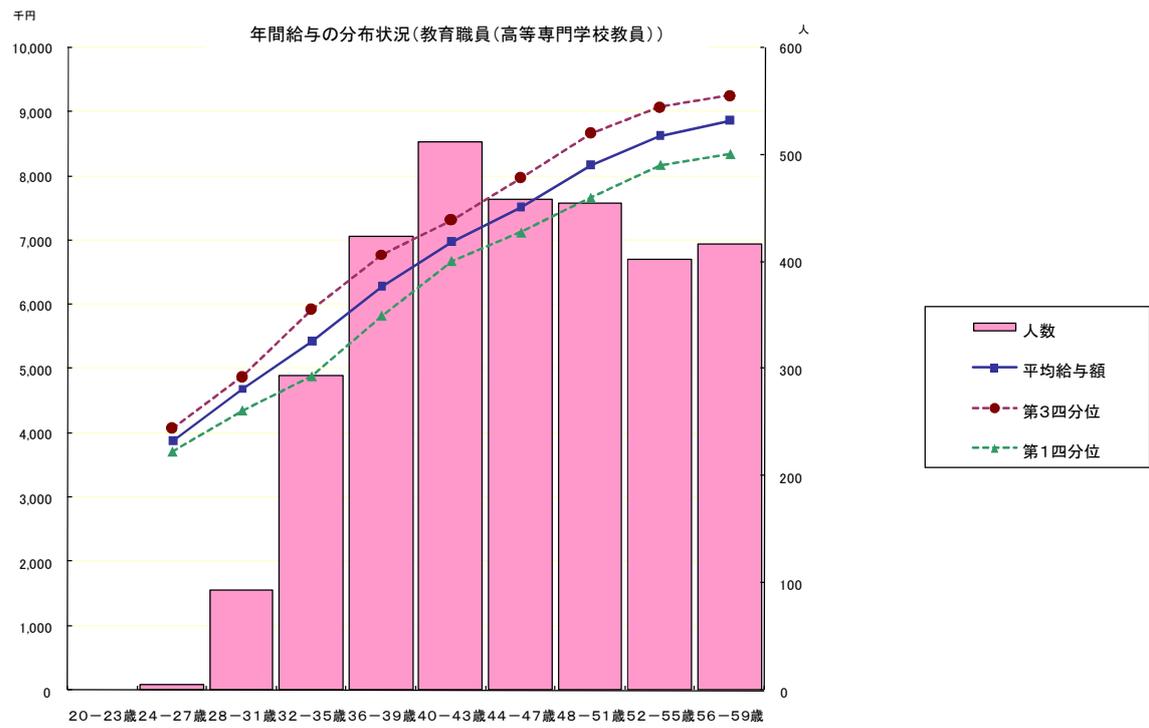
注2：年齢20～23歳の該当者は3人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	千円		千円	第3分位
本部事務局長	1	-	-	-	-	-	-
本部事務局次長	1	-	-	-	-	-	-
本部課長	6	49.5	8,667	8,941	8,941	9,340	9,340
本部課長補佐	4	49.0	-	7,133	7,133	-	-
本部係長	16	39.2	4,962	5,557	5,557	5,860	5,860
本部主任	10	34.7	4,236	4,508	4,508	4,798	4,798
本部係員	28	29.4	3,256	3,629	3,629	3,993	3,993
地方部長	42	57.6	9,206	9,500	9,500	9,737	9,737
地方課長	76	52.3	7,607	7,928	7,928	8,257	8,257
地方課長補佐	244	53.8	6,234	6,480	6,480	6,701	6,701
地方係長	692	45.4	5,144	5,549	5,549	6,019	6,019
地方主任	189	41.8	4,449	4,939	4,939	5,474	5,474
地方係員	492	30.2	3,219	3,542	3,542	3,798	3,798

注1：本部課長補佐の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

注2：本部事務局長、本部事務局次長の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定される恐れのあることから、平均年齢以下の項目を記載していない。



(教育職員(高等専門学校教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
校長	34	63.0	10,942	11,685	12,484		
教授	1,459	54.8	8,283	8,737	9,119		
准教授	1,430	43.2	6,589	7,004	7,468		
講師	253	37.4	5,244	5,706	6,115		
助教	202	34.2	4,525	4,845	5,182		
助手	18	49.1	5,334	5,664	5,955		

③ 職級別在職状況等(平成24年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(高等専門学校教員))
 [在外職員及び再任用職員を除く。]

(事務・技術職員(常勤職員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		係員	主任、係員	係長・(技術)専門職員、主任	課長補佐・(技術)専門職員、係長・(技術)専門職員	課長、課長補佐・(技術)専門職員、技術長	課長、技術長
人員 (割合)	1,799 人	151 人 (8.4%)	409 人 (22.7%)	722 人 (40.1%)	315 人 (17.5%)	116 人 (6.4%)	42 人 (2.3%)
年齢(最高～最低)		36～21 歳	52～27 歳	59～32 歳	59～37 歳	59～43 歳	58～44 歳
所定内給与年額(最高～最低)		3,423～ 1,783 千円	4,168～ 2,251 千円	5,457～ 2,708 千円	6,110～ 4,021 千円	6,573～ 4,350 千円	7,124～ 5,529 千円
年間給与額(最高～最低)		4,403～ 2,371 千円	5,499～ 2,973 千円	6,997～ 3,614 千円	7,933～ 5,386 千円	8,525～ 5,975 千円	9,349～ 7,295 千円

区分	7級	8級	9級	10級
標準的な職位	事務部長	事務局長・事務局次長・事務部長		
人員 (割合)	42 人 (2.3%)	2 人 (0.1%)	() 人 (%)	() 人 (%)
年齢(最高～最低)	59～53 歳			
所定内給与年額(最高～最低)	7,939～6,386 千円			
年間給与額(最高～最低)	10,531～ 8,599 千円			

注：8級については該当者が2人以下であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(事務・技術職員 (任期付き職員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		係員	主任、係員	係長・(技術)専門職員、主任	課長補佐・(技術)専門員、係長・(技術)専門職員	課長、課長補佐・(技術)専門員、技術長	課長、技術長
人員(割合)	2人	人	人	人	人	人	人
年齢(最高～最低)		歳	歳	歳	歳	歳	歳
所定内給与年額(最高～最低)		千円	千円	千円	千円	千円	千円
年間給与額(最高～最低)		千円	千円	千円	千円	千円	千円

区分	7級	8級	9級	10級
標準的な職位	事務部長	事務局長・事務局次長・事務部長		
人員(割合)	人	(%)	(%)	(%)
年齢(最高～最低)	歳	歳	歳	歳
所定内給与年額(最高～最低)	千円	千円	千円	千円
年間給与額(最高～最低)	千円	千円	千円	千円

注：該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「人員(割合)」以下の事項について記載していない。

(教育職員(高等専門学校教員)(常勤職員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		助教、助手	講師	准教授	教授	校長
人員 (割合)	3,396人	220人 (6.5%)	253人 (7.4%)	1,430人 (42.1%)	1,459人 (43.0%)	34人 (1.0%)
年齢(最高 ～最低)		62～26歳	62～26歳	62～30歳	62～38歳	62～55歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		4,832～ 2,765千円	5,854～ 2,813千円	6,560～ 3,392千円	8,426～ 4,884千円	9,881～ 6,730千円
年間給与 額(最高～ 最低)		6,477～ 3,694千円	7,821～ 3,756千円	8,812～ 4,600千円	11,561～ 6,684千円	13,225～ 9,494千円

④ 賞与(平成23年度)における査定部分の比率(事務・技術職員/教育職員(高等専門学校教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 63.6	% 66.4	% 65.0
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.4	% 33.6	% 35.0
	最高～最低	% 48.6～31.4	% 45.3～29.9	% 46.8～31.3
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 63.9	% 66.8	% 65.4
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.1	% 33.2	% 34.6
	最高～最低	% 48.4～23.8	% 41.3～28.9	% 40.9～29.8

(教育職員(高等専門学校教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 60.5	% 63.8	% 62.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 39.5	% 36.2	% 37.8
	最高～最低	% 49.1～30.6	% 45.7～29.4	% 47.0～30.8
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 64.1	% 67.0	% 65.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.9	% 33.0	% 34.4
	最高～最低	% 49.9～28.3	% 47.0～27.1	% 48.4～29.9

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

84.6

対他法人(事務・技術職員)

80.2

注: 当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容						
指数の状況	対国家公務員 84.6						
	参考						
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%;">地域勘案 91.2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>学歴勘案 85.2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地域・学歴勘案 91.3</td> </tr> </table>		地域勘案 91.2		学歴勘案 85.2		地域・学歴勘案 91.3
	地域勘案 91.2						
	学歴勘案 85.2						
	地域・学歴勘案 91.3						
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	<p>【主務大臣の検証結果】</p> <p>給与水準の比較指標では国家公務員の水準未滿となっていること等から給与水準は適正であると考える。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。</p>						
給与水準の適切性の検証	<p>【国からの財政支出について】</p> <p>支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 80% (国からの財政支出額 67,599百万円、支出予算の総額 84,321百万円:平成23年度予算)</p>						
	<p>【検証結果】</p> <p>高専は地域手当の支給されない勤務地又は支給率の低い勤務地に所在する学校が多いことや学校が小規模な組織で給与の高い管理職ポストが少ないこと、また、適用される本給表は国の同種の俸給表と同水準のものとなっており、国家公務員に比べ十分低い水準であるといえる。</p>						
	<p>【累積欠損額について】</p> <p>累積欠損額0円(平成22年度決算)</p> <p>【検証結果】</p> <p>該当しない。</p>						
講ずる措置	事務・技術職員に適用される本給表は国の同種の俸給表と同水準のものとなっており、引き続き、適切な給与水準となるような取り組みを行うこととする。						

○参考指標

教育職員(高等専門学校教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 98.7

注:上記比較指標は、法人化前の国の教育職(四)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成23年度の教育職員(高等専門学校教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

○比較対象職員の状況

事務・技術職員

常勤職員欄の事務・技術職員1,799人及び
任期付職員欄の事務・技術職員2人 計1,801人
1,801人の平均年齢42.2歳、平均年間給与額5,329千円

教育職員(高等専門学校教員)

常勤職員欄の教育職員(高等専門学校教員)3,396人
3,396人の平均年齢47.5歳、平均年間給与額7,642千円

III 総人件費について

区 分	当年度 (平成23年度)	前年度 (平成22年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成21年度)からの増△減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	43,075,111	43,346,854	△ 271,743	△0.6	△1,341,404	△ 3.0
退職手当支給額 (B)	4,902,176	6,696,739	△ 1,794,563	△26.8	△768,777	△ 13.6
非常勤役職員等給与 (C)	3,149,390	2,988,168	161,222	5.4	473,928	17.7
福利厚生費 (D)	5,808,748	5,559,469	249,279	4.5	372,190	6.9
最広義人件費 (A+B+C+D)	56,935,427	58,591,230	△ 1,655,803	△2.8	△1,264,063	△ 2.2

注:千円未満切り捨ての関係から、合計額(最広義人件費)が一致しない場合がある。

総人件費について参考となる事項

①給与、報酬等支給額及び最広義人件費における主な増減要因

給与、報酬等支給総額の対前年度比△0.6%については、必要な専門性に合致した適任者が得られず欠員が生じたことなどの理由により、給与の年間平均支給人員数が前年度に比して減(△13人)していること、また、その他の要因として給与構造の見直しに伴う影響などが理由として考えられる。

また、最広義人件費の対前年度比△2.8%については、主に退職者数の減による退職手当支給額の減によるものである。

②「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取り組み状況

「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を受けた取り組みとして、中期目標は、同閣議決定において示された国家公務員の定員の純減目標及び給与構造改革を踏まえ、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこととされ、中期計画において、平成22年度の常勤役職員に係る人件費を平成17年度(49,734百万円)に比べて5.0%以上(平成20年度までには概ね2.5%以上)削減する。ただし、平成18年度以降の人事院勧告を踏まえた給与改定を行った場合は、その改定分については、削減対象を除く。なお、人件費の範囲は報酬(給与)、賞与、その他の手当であり、退職金、福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)は含まない。

人件費削減の進捗状況については、常勤役職員に係る人件費を中期計画において、平成22年度までに、5.0%以上削減することとしており、平成22年度において、△8.0%となっており達成されている。なお、詳細については下記の表のとおりである。

・基準年度(平成17年度)の「給与・報酬等支給総額」	48,837,144千円
・当年度の「給与・報酬等支給総額」	43,075,111千円
・当年度までの人件費削減率	△11.8%

【主務大臣の検証結果】

平成22年度までの5年間で5%以上削減を達成し、平成23年度も人件費改革を継続しており問題ないとする。

(人件費削減の場合)

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年 度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	48,837,144	48,019,525	47,060,616	45,930,418	44,416,515	43,346,854	43,075,111
人件費削減率 (%)		△1.7	△3.6	△6.0	△ 9.1	△ 11.2	△11.8
人件費削減率(補正值) (%)		△1.7	△4.3	△6.7	△7.4	△ 8.0	△8.4

注:平成23年度については、平成17年度を基準とした、平成18年度から平成22年度までの5年間で5%削減した額から、1%削減した額(46,395,286千円)を達成している。

注:「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率である。

注:平成23年度の人件費削減率(補正值)では▲8.4%という数値であるが、人勸部分の補正を考慮しない場合(実態ベース)では、▲8.6%という数値となる。

IV 法人が必要と認める事項

<給与特例に係る実施状況に記載について>

○役員

・平成24年6月から実施。

○教職員

・平成24年7月から実施。